

川崎市夢見ヶ崎動物公園サポーター制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市夢見ヶ崎動物公園(以下「動物公園」という。)における魅力向上に向けた取組を推進することを目的とした川崎市夢見ヶ崎動物公園サポーター(以下「サポーター」という。)制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、サポーターとは、本制度の目的に賛同して登録した個人又は企業・団体をいう。

(支援の内容)

第3条 サポーターによる支援の内容については、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 動物園まつり等のイベント実施に係る支援
- (2) 動物公園内の植栽、施設等の維持管理に係る支援
- (3) 飼育、展示に係る支援
- (4) 傷病野生動物の保護に係る支援
- (5) その他動物公園の事業推進に当たり必要な支援

(登録手続き)

第4条 本制度の登録をしようとする者は、川崎市夢見ヶ崎動物公園サポーター申込書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 未成年の者が、前項に規定する登録の申し込みをする場合は、保護者連名による申込みとする。

3 市長は、第1項の申込書を受理したときは、当該申込者を川崎市夢見ヶ崎動物公園サポーター会員登録簿(第2号様式)に記載するものとする。

(登録期間)

第5条 サポーターの登録期間は、登録した日から同日以後1年を経過する日の属する月の末日までとし、支援の実績等により更新することができる。

(登録の取消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、サポーターの登録を取り消すことができる。

- (1) サポーターからの申し出があった場合
- (2) サポーターとして適切でないと市長が判断した場合

(サポーター会議)

第7条 夢見ヶ崎動物公園長は、サポーター間の情報交換等を目的として、サポーター会議を開催することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は建設緑政局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年7月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式

川崎市夢見ヶ崎動物公園サポーター登録申込書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申込者 住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____

(法人、団体の場合は名称及び代表者氏名)

生 年 月 日 _____ 年 月 日 _____

(法人、団体の場合は不要)

保 護 者

フリガナ

氏 名 _____

(申込者が未成年の場合は保護者の方が御記入ください。)

電 話 _____

メールアドレス _____

川崎市夢見ヶ崎動物公園サポーター制度実施要綱第4条第1項の規定に基づき、登録を申し込みます。

- 動物園まつり等のイベント実施に係る支援
- 動物公園内の植栽、施設等の維持管理に係る支援
- 飼育、展示に係る支援
- 傷病野生動物の保護に係る支援
- その他動物公園の事業推進に当たり必要な支援

{

}